

健全育成課ツイッター運用要領

平成 25 年 9 月 17 日

(目的)

第 1 条 本要領は、文化共育部健全育成課共育プラザおよび子ども未来館が取得したツイッターアカウント（以下、「健全育成課ツイッター」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものである。

(基本ポリシー)

第 2 条 健全育成課ツイッターのポリシーは、次の各号のとおりとする。

- (1) 共育プラザおよび子ども未来館のイベント情報や施設利用状況を区民および施設利用者に発信し、利用者の利便性を高めること。
- (2) 各施設の取り組みについて区民および施設利用者に理解を深めてもらうとともに、より多くの人に施設を利用してもらうこと。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為。または投稿された記事をいう。
- (4) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (7) 所属長 文化共育部健全育成課共育プラザ館長および子ども未来館館長をいう。

(運用の主体)

第 4 条 健全育成課ツイッターの運用主体は文化共育部健全育成課とし、アカウントの管理、情報の発信は共育プラザおよび子ども未来館が行う。

2 アカウントに対する名前、およびユーザー名は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 共育プラザ小岩 「@kyopla_koiwa」
- (2) 共育プラザ平井 「@kyopla_hirai」

- (3) 共育プラザ葛西 「@kyopla_kasai」
- (4) 共育プラザ南小岩 「@kyopla_minami」
- (5) 共育プラザ一之江 「@kyopla_ichinoe」
- (6) 共育プラザ南篠崎 「@kyopla_shino」
- (7) 子ども未来館 「@mirai_kan」

3 パスワードは定期的に変更するものとする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、次に掲げるものを明示する。

- (1) 運用主体としてツイッターのユーザー名を、江戸川区公式ホームページ上に明示する。
- (2) ツイッターを運用している旨を江戸川区公式ホームページ上に明示する。
- (3) 江戸川区公式ホームページ、ツイッターページの相互にハイパーリンクを設置する。

(掲載内容)

第6条 健全育成課ツイッターで、次に掲げるものを情報発信する。

- (1) 健全育成課共育プラザおよび子ども未来館が主催、または共催しているイベント情報
- (2) 施設の利用状況
- (3) イベントその他募集情報
- (4) その他健全育成課長が適当と認めるもの

(意思決定)

第7条 情報発信については、原則として健全育成課長の決定を必要とする。ただし、ツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、以下について、所属長の決定に基づき情報発信することができることとする。ただし、災害発生時など緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 既にホームページ等に掲載するなど、公表済みの内容
- (2) イベントの状況や結果、施設の利用状況など、既成の事実
- (3) 施設利用やイベント参加についての手続きや期日の案内

(運用体制)

第8条 情報発信内容の更新、利用者の書き込み確認などは、共育プラザおよび子ども未来館の職員が行う。健全育成課長および所属長は、運用要領に沿った運用が行われているかを継続的に監視する。

(発信する上での留意点)

第9条 情報を発信することについては、次の各号に掲げることに留意することとする。

- (1) 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信をすること。
- (2) 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報を発信しないこと。
- (3) 個人情報、肖像権、著作権について、十分に配慮すること。

(リプライ、リツイート、およびフォローの制限)

第10条 掲載内容に対する意見などに対しては、原則としてリプライはしない。また、共育プラザおよび子ども未来館が相互にフォロー、リツイートする他は共育プラザおよび子ども未来館からはフォロー、リツイートしない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイートの、特に健全育成課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(ホームページとのリンク)

第11条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として江戸川区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したホームページで、特に健全育成課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(運用要領の周知・変更等)

第12条 本要領の内容は、区公式ホームページに掲載し、周知する。また、本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を区公式ホームページを通じて周知する。

(なりすましへの対応)

第13条 健全育成課は、なりすましを発見した場合は、区ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

第14条 法令、江戸川区情報セキュリティポリシー、およびこの要領を遵守すること。

(その他)

第15条 その他、本要領の実施について必要な事項は、健全育成課長が別に定める。

付則

この要領は、平成25年9月20日から施行する。